

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（令和二年港区条例第四十七号）新旧対照表

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（港区立認定こども園条例の一部改正）<br/>第一条 港区立認定こども園条例（平成二十七年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>別表第四を次のように改める。</p> <p>（中略）</p> <p>（港区保育の実施に関する条例の一部改正）<br/>第二条 港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> | <p>（港区立認定こども園条例の一部改正）<br/>第一条 港区立認定こども園条例（平成二十七年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>別表第四中「D7階層」を「D6階層」及び「D8階層からD27階層まで」を「D7階層からD30階層まで」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>（港区保育の実施に関する条例の一部改正）<br/>第二条 港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> |

別表第四を次のように改める。

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第四中「D7階層」を「D6階層」に、「D8階層からD27階層まで」を「D7階層からD30階層まで」に改める。

(後略)

(改正案)

別表第4 延長保育料（第7条関係）

| 階層区分   | 利用区分                   |                     |                      |                     |
|--|------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
|  | 午前7時15分から<br>午後7時15分まで |                     | 午後7時15分から<br>午後10時まで |                     |
|  | 1時間当たり<br>(子ども単位)      | 1月当たりの上限<br>(子ども単位) | 1時間当たり<br>(子ども単位)    | 1月当たりの上限<br>(子ども単位) |
| A階層及び<br>B階層に属<br>する世帯                         | 0円                     | 0円                  | 200円                 | 2,000円              |
| C階層及び<br>D1階層か<br>らD6階層<br>までの階層<br>に属する世<br>帯 | 200円                   | 2,000円              | 400円                 | 4,000円              |
| D7階層か<br>らD30階<br>層までの階<br>層に属する<br>世帯         | 400円                   | 4,000円              | 600円                 | 6,000円              |

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 延長保育を利用する月の各利用区分における1時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた1月当たりの上限の額を超えるときは、当該1月当たりの上限の額とする。

(現 行)

別表第4 延長保育料（第7条関係）

| 階 層 区 分                    | 1時間当たり（子ども単位）          |                      |
|----------------------------|------------------------|----------------------|
|                            | 午前7時15分から<br>午後7時15分まで | 午後7時15分から<br>午後10時まで |
| A階層及びB階層に属する世帯             | 0円                     | 200円                 |
| C階層及びD1階層からD6階層までの階層に属する世帯 | 200円                   | 400円                 |
| D7階層からD30階層までの階層に属する世帯     | 400円                   | 600円                 |

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

(改正案)

別表第4 延長保育料(第4条の3関係)

| 階層区分   | 利用区分                   |                    |                      |                    |
|--|------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
|  | 午前7時15分から<br>午後7時15分まで |                    | 午後7時15分から<br>午後10時まで |                    |
|  | 1時間当たり<br>(児童単位)       | 1月当たりの上限<br>(児童単位) | 1時間当たり<br>(児童単位)     | 1月当たりの上限<br>(児童単位) |
| A階層及び<br>B階層に属<br>する世帯                         | 0円                     | 0円                 | 200円                 | 2,000円             |
| C階層及び<br>D1階層か<br>らD6階層<br>までの階層<br>に属する世<br>帯 | 200円                   | 2,000円             | 400円                 | 4,000円             |
| D7階層か<br>らD30階<br>層までの階<br>層に属する<br>世帯         | 400円                   | 4,000円             | 600円                 | 6,000円             |

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 延長保育を利用する月の各利用区分における1時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた1月当たりの上限の額を超えるときは、当該1月当たりの上限の額とする。

(現 行)

別表第4 延長保育料（第4条の3関係）

| 階 層 区 分                    | 1時間当たり（児童単位）           |                      |
|----------------------------|------------------------|----------------------|
|                            | 午前7時15分から<br>午後7時15分まで | 午後7時15分から<br>午後10時まで |
| A階層及びB階層に属する世帯             | 0円                     | 200円                 |
| C階層及びD1階層からD6階層までの階層に属する世帯 | 200円                   | 400円                 |
| D7階層からD30階層までの階層に属する世帯     | 400円                   | 600円                 |

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。